

基安安発 1228 第 2 号
平成 27 年 12 月 28 日

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

外国人造船就労者の労働災害の防止について

平素から労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、外国人造船就労者受入事業が平成 27 年 4 月 1 日から開始されたところですが、外国人造船就労者に関わる労働災害を防止し、外国人造船就労者の安全衛生を確保するため、受入造船企業、企業単独型受入造船企業において労働安全衛生法令等に基づく措置を適切に講じていただく必要があります。

つきましては、このことについて、別紙をご活用いただき、外国人造船就労者受入事業適正監理推進協議会、制度推進事業実施機関、特定監理団体、受入造船企業、企業単独型受入造船企業に対し周知方、お願い申し上げます。

外国人造船就労者の労働災害の防止のために

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
国土交通省海事局船舶産業課

外国人造船就労者に関わる労働災害を防止し、外国人造船就労者の安全衛生を確保するため、受入造船企業は労働安全衛生法令等に基づく措置を適切に講じていただく必要があります。その際、次の点にご留意ください。

1. 造船に係るリスクアセスメント及びその結果に基づきリスク低減措置については、外国人造船就労者の安全衛生管理を考慮に入れたものとしてください。
2. 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に定める安全衛生の確保に係る事項について適切な措置を講じてください。特に、作業内容や作業環境が日々変化したり、関係請負人が混在する現場では、現場の危険箇所や作業等に関する連絡調整、作業中の指示や合図等のコミュニケーションが十分に行われるよう、適切な措置を講じてください。
3. そのほか、長時間労働者に対する面接指導制度やストレスチェック制度を含め、労働安全衛生法等に基づく措置を適切に講じてください。その際には、分かりやすい説明書を用いる等外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めてください。
4. 外国人造船就労者の労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出する際は、労働者死傷病報告の職種欄に職種とともに「(外国人造船就労者)」と付記いただきますよう、御協力をお願いします。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針(抄)

第四 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずべき必要な措置

三 安全衛生の確保

1 安全衛生教育の実施

事業主は、外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械設備、安全装置又は保護具の使用方法等が確実に理解されるよう留意すること。

2 労働災害防止のための日本語教育等の実施

事業主は、外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。

3 労働災害防止に関する標識、掲示等

事業主は、事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。

4 健康診断の実施等

事業主は、労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断を実施すること。その実施に当たっては、健康診断の目的・内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。

また、外国人労働者に対し健康診断の結果に基づく事後措置を実施するときは、健康診断の結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。

5 健康指導及び健康相談の実施

事業主は、産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うよう努めること。

6 労働安全衛生法等関係法令の周知

事業主は、労働安全衛生法等関係法令の定めるところにより、その内容についてその周知を行うこと。その際には、分かりやすい説明書を用いる等外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

【裏面もご覧下さい】

